

受託業務管理規則

カネツ商事株式会社

受託業務管理規則

第1条（目的）

この規則は、受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。
なお、特定の電子取引は別に定める受託業務管理規則によるものとする。

第2条（管理担当組織）

当社は、受託業務に係る管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店および従たる営業所ごとに管理担当者を配置する。

2. 受託業務に係る総括管理および次条に定める管理担当者の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者および統轄責任者を置く。
3. 本店および従たる営業所に顧客管理責任者を置く。
4. 総括責任者、統轄責任者および顧客管理責任者は、次の者がその任に当る。
 - (1) 総括責任者は、管理部の取締役とする。なお、総括責任者が不在の場合は、統轄責任者がその任に当るものとする。
 - (2) 統轄責任者は、部長職以上の者とする。
 - (3) 顧客管理責任者は、課長職以上の者とし、支店においては支店長とする。なお、支店長が不在の場合は、次席の者がその任に当たるものとする。
5. 顧客管理の充実を図るため、支店に顧客サービス課を配置する。
6. 顧客管理に係る疑義の審査を行うため、本店管理部内に審査課を置く。

第3条（管理担当者の職務）

当社は、受託業務に係る運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当者の職務を定める。

(1) 総括責任者

総括責任者は、関係必要書類の精査および本規則の遵守状況を確認し、必要に応じ、統轄責任者ならびに顧客管理責任者に対して指示、指導を行うものとする。

総括責任者は、本規則に定める管理措置の遂行状況および遵守状況を定期的に取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合は、取締役会に諮り、具体的改善措置を講ずるものとする。

- (2) 統轄責任者は、総括責任者の補佐を行うものとする。
- (3) 顧客管理責任者は、本規則に定める管理措置について、職務遂行の任に当るものとする。
- (4) 顧客サービス課は、顧客の面談を主な職務とする。
- (5) 審査一課は、顧客の適合性の審査を行うものとする。

第4条（商品先物取引不適格者参入防止）

当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- (7) 口座開設時に75歳以上の者

2. 当社は、顧客が次の各号の一に該当することが判明した時は、原則として勧誘及び受託を行わない。但し、本条第3項に定める例外の要件を満たす場合であって、顧客サービス課の確認を経た後、総括責任者が認めた場合は、当該委託者を「特別管理委託者」として取り扱うものとする。

- (1) 年金、恩給、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）
- (2) 65歳以上の者
- (3) 一定の所得を有しない者（年収500万円未満）
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引
- (5) 取引期間中に75歳を迎えた者
- (6) その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者

3. 前項に掲げる者の勧誘及び受託について不適当と認められないための例外の要件は、顧客本人が「適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘の対象者であること」を理解しているとともに、以下に掲げる不適当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を受けることに加えて、以下の要件を満たすことを要する。

- (1) 前項第1号ないし第3号及び第5号に該当する者にあつては、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (2) 前項第4号の場合にあつては、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (3) 前項第5号に該当する者にあつては、75歳を迎える以前に直近の3年以内において延べ90日以上に亘る商品先物取引の経験を有していること及び、当社が作成した理解度確認書により、商品先物取引の仕組み・リスク等について十分理解していることが確認できること。

4. 当社は、勧誘の過程において顧客が各条項に照らして不適格者と判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

第5条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判

断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

- (1) 勧誘の適否の判断のため、顧客に関する見込客調査表を作成し、管理部審査一課の審査を受けるものとし、その記録を取引終了後3年間保存する。
- (2) 管理部審査一課の審査を終えた後に、管理部顧客サービス課は統轄責任者の命を受け顧客と面談等を行う。
- (3) 取引を開始する際には、顧客管理責任者の審査を経た後、統轄責任者が受託の適否に係る審査を行うものとする。
- (4) 前号の統轄責任者による審査前に約諾書の差入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注は行わないものとする。
- (5) 統轄責任者は、第3号の審査における判断根拠等を具体的に記載した書面を作成し、これを取引終了後3年間保存するものとする。

第6条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、勧誘を行うに当たっては、当社の商号、勧誘を行う者の氏名及び商品先物取引の勧誘が目的であることを告知し、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

2. 前項の告知及び意思確認の内容は営業日誌に記録するものとする。
3. 当社は、委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、再度の勧誘を行わないものとする。
4. 当社は、勧誘を受ける意思のない顧客への再勧誘を防止するため、当該顧客の各種名簿からの削除及び「電話発信規制装置」に登録する。
5. 当社は、顧客の事前の承諾が得られた場合を除き、以下に掲げる勧誘を行わないものとする。
 - (1) 午後9時から午前8時までの時間帯における勧誘
 - (2) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
 - (4) その他顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

第7条（口座設定申込書及び顧客カードの整備）

当社は、顧客の属性を把握し、取引参加の意思を審査するため、顧客に対し、以下に掲げる事項を記載した口座設定申込書の提出を求めるものとする。

- (1) 氏名、住所、連絡先及び勤務先
- (2) 職業、生年月日、性別及び家族構成
- (3) 資産及び年収の状況、
- (4) 投資可能資金額等
- (5) 商品先物取引、証券取引及び為替証拠金取引の経験の有無
- (6) 商品先物取引を行う動機
- (7) お取引の意思について
- (8) その他、必要と認める事項

2. 当社は、適切な委託者管理を行うため、前項の口座設定申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。
3. 顧客管理責任者は、顧客カードの内容を精査するとともに、その写しを第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。
4. 顧客カードの記載事項については、変更があるその都度更新するよう努めるものとする。

第8条（勧誘の際の説明義務）

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たって、「商品先物取引 委託のガイド（含む別冊）」及び「入門のしおり」を事前に交付するとともに、これらを用いて以下に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 取引証拠金等に関する事項（相場の変動によって追加的に預託する追証拠金等を含む全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する）
 - (4) 委託手数料に関する事項（取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、委託手数料は売り、買い双方の取引に必要なか否か等についても説明する）
 - (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨等
 - (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項
2. 前項の説明は、まず初めに前項第1号及び第2号について説明した上で顧客が理解したことを書面（商品先物取引の理解確認書）により確認し、その確認の後に前項第3号から第6号について説明し、顧客が理解したことを再度書面により確認する方法により履行するものとする。
なお、当該理解確認書は総括責任者のもとに備え付けるものとする。
 3. 顧客に口座設定申込書の提出を求める前に、投資可能資金額とは取引の結果が損失となっても生活に支障がない「損となっても許容できる金額」であって、取引証拠金として差入れ可能な資金総額であること及び既に損失や手数料等が発生している場合にはそれを控除したものが新たな投資可能資金額となることを分かりやすく説明し、理解させるものとする。
 4. 当社は、ロスカット制度を導入しているため、受託契約準則に定める「ロスカット取引約款」及び「カネツ商事のロスカット取引」を用い、分かりやすく説明した後、理解した旨を書面（ロスカット制度理解の確認書）により確認し、取引口座を選択していただくものとする。

第9条（取引に係る記録等）

当社は、次の各号に定める方法により、取引状況を記録するものとする。

- (1) 顧客と面談により売買注文を受ける場合は、所定の注文依頼書に委託者自筆による注文日時、注文内容および署名を求めるものとする。

- (2) ファクシミリならびにインターネットにより売買注文を受ける場合は、記録紙を保存するものとする。
- (3) 委託者の売買指示における意思の確認を、顧客管理責任者の判断により必要と認めたときに記録するものとする。

第10条（商品先物取引未経験者等に係る保護措置）

当社は、直近3年間で3ヵ月以上の商品先物取引の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から3ヵ月を経過するまでの間、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 取引本証拠金必要額の目安は、委託者の投資可能資金額の3分の1までに制限する。
- (2) 委託者が上記(1)の取引量を超える取引を希望する場合にあっては、当該委託者から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及びその例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が許可した場合に限り、これを認めるものとする。
- (3) 本規則第4条第2項に定める者については、原則として上記(2)の取扱いを認めないものとする。

第11条（日常業務における顧客管理）

当社は、本店管理部を中心として委託者の取引状況及び投資可能資金及び取引内容等について、常時精査を行うものとする。

- 2. 本店管理部の指示により、支店の管理部顧客サービス課員は委託者と面談を行い取引内容の確認を行うなど委託者との意思の疎通を計るものとする。
- 3. 営業部門に対し指導が必要と認められた場合は、総括責任者の指示により統轄責任者を通じ、顧客管理責任者及び担当の営業社員の指導を行うものとする。

第12条（習熟期間終了による取引制限解除）

当社は、第10条に定める未経験者に係る管理措置を、取引開始から3ヶ月間を経過した委託者については、委託者の申し出により顧客管理責任者が申告し総括責任者が認めた者は取引量の制限を解除することができるものとする。

第13条（取引証拠金の額）

取引証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。

- 2. 取引証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者がその任に当り、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

第14条（委託手数料の額）

当社の委託手数料の額を変更する場合は、取締役会の決議により行うものとする。

第15条（不正資金の流入防止）

当社は、不正資金の流入防止のため、次の各号に規定するもの（以下「公金取扱者」という。）等からの受託は行わないものとする。ただし、次項に定める総括責任者の審査により受託を認めた場合はこの限りではないが、第3項以下の措置を講じることとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - (3) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - (4) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
2. 契約締結に際して口座設定申込書等により公金取扱者であることが判明した場合、「公金取扱者アンケート」を徴収する。さらに管理部顧客サービス課が電話又は面談等の方法により確認を行った後、記録を作成することとする。総括責任者は当該記録等を精査のうえ受託の適否に係る審査を行う。
3. 管理担当者は、取引開始後も委託者の属性情報の的確な把握に努めるものとし、定期的に委託者に対して電話又は面談等により属性情報の変更を確認し、変更があった場合には顧客情報を更新するものとする。
4. 次の各号に掲げる場合には、管理を必要とする対象者として特定し、当該委託者の資金について管理部が調査を開始し、営業部門はこれに協力しなければならない。当該調査に関しては、記録を作成し、当該記録および第三者機関の調査報告書は、これを10年間保存する。
- (1) 当該委託者の入金累計額が1,000万円を越えることとなった場合には、当該委託者の資産状況等を第三者機関に調査を依頼する等、必要な措置を講じることができる。
 - (2) 当該委託者の入金累計額が3,000万円を越えることとなった場合には、資金の性格や出所を把握するため、当該委託者しか知り得ない資金の具体的な根拠を確認する。
5. 前項の調査の結果、証明書類等の提出に応じないなど不正資金の流入が疑われる場合、または不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金および新規注文は受けないものとする。

第16条（委託者との入出金に係る管理措置）

当社は、委託者との間に入金及び出金は原則として金融機関での振込みにより行う。ただし、取引開始時及び清算時の入出金また、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合には、以下に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 外務員が委託者と現金による受渡しをする場合は、備え付けの「持出申請書」に必要事項を記入し、経理担当者および顧客管理責任者に提出し承認を得る。
- (2) 現金での受渡しは、原則として複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務

員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

- (3) 取引証拠金等を現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
- (4) 取引証拠金等を現金で支払いする場合には、あらかじめ金額を記載した受領書の受領と同時に行う。
- (5) 現金での受渡しは、委託者の署名を「持出申請書」により経理担当者が確認し、かつ当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、受渡しの金額、日時、外務員の氏名等について確認する。

第17条（建玉制限等）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について定期的に書面により通知するものとする。

第18条（委託者からの疑義および相談等の対応）

委託者からの疑義および相談等の対応は、本店管理部が行うものとする。ただし、委託者によっては支店の管理部に指示し、対応させるものとする。

第19条（勧誘方針）

当社は、適正な勧誘を確保するため勧誘方針を定め、店内掲示やホームページに掲載し、周知徹底を行うものとする。

第20条（広告・宣伝に係る管理措置）

当社は、委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うに当たり、法その他関係法令、受託契約準則および受託等業務に関する規則等を遵守し、かつ社内規則「広告に関する規則」を定めて適正に管理するものとする。

第21条（違反者に対する懲戒）

この規則の定めに従反する行為があったと認められたときは、関係者に対し、当社就業規則の定めにより厳正な社内処分を行うものとする。

第22条（変更と届出）

本規則の変更及び届出は以下の通りとする。

- (1) 本規則を変更する場合は、取締役会議に図り承認を得るものとする。
- (2) 本規則は、主務大臣及び日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(付 則)

本規則は、平成11年6月1日より改定実施する。

本規則は、平成12年1月4日より改定実施する。

本規則は、平成12年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成13年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成14年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成15年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成15年6月6日より改定実施する。

本規則は、平成15年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成16年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成17年8月1日より改定実施する。

本規則は、平成18年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成19年10月1日より改定実施する。

本規則は、平成20年2月1日より改定実施する。

本規則は、平成20年12月1日より改定実施する。

本規則は、平成21年10月1日より改定実施する。

本規則は、平成21年12月1日より改定実施する。